

平成 26 年 11 月 25 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 11 月 25 日（火）開会：午後 2 時 00 分 閉会：午後 5 時 23 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
八木米太郎（蒼士会）
山田ますと（公明党議員団）
他に、委員外議員として、田中正剛副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

よつや薫

6 一般傍聴者

1 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会基本条例について

議会基本条例について、協議しました。

まず、議会基本条例の前文について、委員長が各派の意見をもとに作成した修正案について、各派の意見を聴取しました。

各委員はこれを持ち帰り、次回までに文言の整理が必要とされた箇所に対する各派の意見を用意することとなりました。

次に、「目的」の小理念について条文案（原案）を説明し、各委員から意見を聴取しました。条立ては「目的」と「定義」に分けた方が良いとの意見があったため、次回までに事務局で条文案を整理することとなりました。また、本条例の協議を始める際に決めた「目的」の文章を小理念とした場合に、表現で一部違和感が残るとの意見もあったため、それらについては条例全体を確認する際に改めて確認することとなりました。

次に、議会報告会の実施について、本市における議会報告会を検討していくにあたり、実施する場合のイメージ（『観て聞いて「おもしろい」報告会の実施（ありのままダイジェスト）』）及び検討すべき内容（開催単位、内容の筋立て、進行役、広聴について、参加者の動員、総合的広報力の強化）について説明し、各派の意見を聴取しました。また、今後は方向性の意図を適切に表現した名称も検討するとともに、施行規則への反映の仕方なども協議していくこととなりました。

次々回（12月25日）の委員会で、引き続き協議することとなりました。

（2）常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、常任委員会の数を5つとすることを検討するにあたり、同時に審議の質を向上させるための方策について協議しました。

まず、改善策の賛否で意見が分かれていた項目について各派の意見を聴取し、協議した結果、下記の項目について全委員が了とされました。

発言の活性化及び質疑の可視化

- ・委員長は発言のない者の発言を促すよう努める。

なお、上記は活性化のためにそれが適当と思うときに行うという意図もガイドラインに分かりやすく表現することも合わせて確認されました。

次に、全委員が了とされた改善策について新たに2項目の具体案を説明し、各派の意見を聴取しました。協議の結果、提案項目のうち下記の方策については、全委員が了とされました。

委員長もしくは副委員長がまとめを述べるように努める

- ・委員長職務ガイドラインに記載する

（記載例）委員会の閉会時において、委員長はその日の整理として、「その日の結果や残された課題についての簡潔なまとめ」を述べるよう心掛けてください。この場合、採決結果や客観的事実等の報告にとどめ、委員からまとめる内容について異論が出ないように留意してください。

次に、5常任委員会化の課題として、その開催方法（同時開催、二部制以上）をどうするのかについて、各派の意見を聴取しました。協議の結果、開催方法は2部制とし、実施方法の詳細は今後協議すること、特段の予算計上は行わないことで各派の意見が一致しました。

次に、常任委員会の複数所属を今後検討していくにあたり、今後の協議の進め方について各委員に説明しました。

次々回（12月25日）の委員会で、引き続き協議することとなりました。

（3）本会議における議案質疑の取り扱いについて

本会議における議案質疑の取り扱いについて、委員長が作成した整理内容（再提案）に対する各派の意見を聴取しました。協議の結果、整理内容は下記のとおりとすることで各派の意見が一致したため、議会運営委員会に報告することとなりました。

質疑は、当該議案が付託される委員会の所属委員だからという理由で、これを制限されない。

本会議・委員会ともに質疑を行う場合はその内容を区別するよう心掛ける。（本会議はおもに政策的・大綱的な内容、委員会はより細部にわたり専門的かつ技術的な内容を心掛ける）

質疑は質疑内容に集中させ、説明、意見、感想は簡潔に、より詳細なものは討論等で述べるよう心掛ける。

本件については、今回で議了となりました。

(4) 平成 27 年度議会費予算について

平成 27 年度議会費予算について、前回の協議で各派の意見が分かれたため、持ち帰り検討することとなっていた項目について、下記のとおり協議を行いました。

管外視察旅費

特別委員会の視察旅費については、予算計上をすべき(1人あたり10万円)との意見もありましたが、前年と同様に基礎額計上とすることで全委員がこれを了とされました。

委員長への報酬加算

委員長への報酬加算については、報酬加算は不要との意見もありましたが、前年どおり(委員長月額2万円、副委員長月額5千円を加算)とすることで全委員がこれを了とされました。

政務活動費

政務活動費の交付額を減額するかどうかについては、現状どおり(1人あたり月額15万円)とする意見が1会派、もっと話し合うべきとする意見が1会派、月額12万円(2割減)とすべきとする意見が3会派、月額13万5千円(1割減)とすべきとする意見が1会派となり、複数の意見に分かれましたが、選択肢を月額15万円又は月額12万円の2案に絞った上で再度各派に持ち帰り、12月9日の本会議昼休憩中に本委員会を開催して結論を出すこととなりました。

5 常任委員会への対応

協議事項2番により協議された結果、常任委員会は2部制により開催することとし、特段の予算計上は行わないことで、各派の意見が一致しました。

副議長車の取り扱い

副議長車については、車検までは稼働率を上げ、様子を見るべきとの意見もありましたが、新年度から廃止すべきとの意見で全委員がこれを了とされました。

その他

・インターネット中継、資料のデジタル化にかかる平成 27 年度議会費予算に関しては、実施のスケジュール及び導入時期の明確化に伴い、実際の要求額を精査させていただくことがある旨、事務局から説明がありました。

(5) その他

政務活動費による視察に関する住民監査請求の結果通知において、「前泊」及び「タクシーの使用」について一定の整理を行うべきとの監査意見が付されているため、今任期中にその取り扱いの整理をしていただきたい旨、事務局から説明がありました。

以 上